

社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会
マイクロバス運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会（以下「甲」という。）が所有するマイクロバス（以下「バス」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(運用の原則)

第2条 このバスは原則として福祉の向上、青少年健全育成等に寄与することを目的に、次に掲げる尾鷲市内の社協関係団体（以下「乙」という。）に貸し出すことができる。

- (1) 福祉関係団体（民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、連合婦人会、自治会連合会、身障互助会、遺族会、区長会）
- (2) (1) の下部組織
- (3) 尾鷲市・尾鷲市教育委員会（各課）、行政機関
- (4) ボランティア団体（ボランティアセンター登録団体）
- (5) 学校、体育協会、スポーツ少年団
- (6) その他、甲が認める団体等（認めない団体とは反社会的勢力、宗教・政治団体、営利を目的とする団体）

(利用料)

第3条 利用料は無料とする。

ただし、バス運行に係る実費については乙の負担とする。

(運用の範囲)

第4条 バスを使用できる区域は、原則として三重県内とする。

但し、会長が特に認めた場合は、三重県内に限らず運用できるものとする。

2 バスは、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間において運行する。

但し、会長が特に認めた場合は、この時間に限らず運行できるものとする。

(事故の責任)

第5条 バスの使用中に発生した事故は、乙の責任において処理するものとする。

(使用の申請)

第6条 バスの使用を希望する場合は、「マイクロバス使用承認申請書」（第1号様式）を甲に提出しなければならない。

2 承認申請は先着順で使用の開始の日の3カ月前から申し込むことができる。ただし同時に受け付けた場合は抽選とする。

(使用の承認)

第7条 甲は、使用申請があったときは速やかに使用の可否を決定する。

2 甲は使用を承諾したときは「マイクロバス使用承認許可書」（第2号様式）を交付する。

(使用者等の遵守義務)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運転者に対し関係法令を遵守し、安全運転に努めるよう指導すること。
- (2) 運転者とともに運行前及び運行後の車両の点検を励行すること。
- (3) エンジン、車体、装備等に異常を発見したときは直ちに甲に報告すること。
- (4) 車内の清潔の保持及び備品の保全に努めること。

(運行の終了)

第9条 乙は、バスの運行を終了したときは、次の各号に定めるところにより必要な措置を行わなければならない。

- (1) 車内及び車体の清掃を行うこと。
 - (2) 使用した燃料と同等の燃料を同量補給すること。
 - (3) 所定の場所に納車すること。
 - (4) 所定の「マイクロバス運転日報」(第3号様式)に必要事項を記入すること。
- (使用の制限)

第10条 甲は、次の各号に該当するときは使用者に対してバスの使用を制限し、又は管理上必要な措置を命ずることができる。

- (1) 甲の業務で使用するとき。
 - (2) 災害その他の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがあると認めるとき。
 - (3) 乙がこの要綱を遵守しないとき。
 - (4) 1団体の使用回数が年4回、月1回を超えるとき。
- ただし、甲が認める場合は、所定の使用回数を超えて使用することができる。

(交通事故等の処理)

第11条 乙及び運転者は、バスに係る交通事故等が発生したときは、道路交通法に規定する措置を講ずるとともに、速やかに「事故報告書」(第4号様式)により甲に報告しなければならない。

2 甲は、バス貸出期間中に発生した事故等が、乙及び運転者の故意又は重大な過失によるものと確認したときは、甲への損害等を乙に賠償させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、甲が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 8月1日から施行する。

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。